

地域の公共交通崩壊を食い止めるための緊急アピール

白川・東白川地域公共交通活性化協議会は、当地域が一体となり地域の公共交通を守り地域全体の「おでかけ」を確保するために、平成28年6月に「道路運送法」及び「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として白川町と東白川村合同で設立しました。

協議会では、この地域で住み続けられるよう、交通事業者によるバス路線の見直しに加え、町村営自家用有償旅客運送、スクールバスの一般利用等、地域の輸送資源を総動員し、高校生、高齢者を中心とした通学、通院の足はもとより、広く住民や来訪者の持続可能な移動手段の確保に取り組んでまいりました。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の影響は公共交通にも非常に大きなダメージを与えています。地域内利用者数を昨年同月比でみれば、4月、5月は73%減少し、6月も82%にとどまっています。このままでは、地域の公共交通を支えていただいている交通事業者の事業継続も危ぶまれる状況であり、そうなれば住民の生活にも大きな支障が生じる恐れがあります。

交通事業者と町村では、三密を防ぐために換気や消毒等様々な取組みを行っています。当協議会としても、こうした感染防止策の取組みを住民の皆さんに知っていただくとともに、大切なおでかけの足である公共交通を守り利用促進に向けた必要な取組みを実施してまいります。

地域の皆さんには、日常生活における重要なインフラでもある公共交通の大切さをご理解いただき、感染防止に留意したうえで、鉄道、バス等の公共交通を積極的に利用していただくようお願いします。

また、国土交通省及び岐阜県に対しましては、こうした地域の窮状をご理解いただき、持続可能な公共交通の維持確保のために必要な支援を速やかに実施していただきたく、緊急アピールを宣言いたします。

令和2年7月22日

白川・東白川地域公共交通活性化協議会

会長（白川町長） 横家 敏昭

副会長（東白川村長） 今井 俊郎